

広島県告示第二百九十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によつて、平成二十六年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	湯来町大字麦谷の一部、湯来町大字和田の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
三原市	小坂町の一部、本郷町善入寺の一部、久井町下津の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
福山市	蔵王町の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
府中市	行藤の一部、上下の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
三次市	下志和地町の一部、廻神町の一部、君田町石原の一部、布野町横谷の一部、吉舎町吉舎の一部、三和町大力谷の一部、甲奴町本郷の一部、君田町泉吉田の一部、作木町下作木の一部、甲奴町梶田の一部、甲奴町小童の一部、吉舎町吉舎・三玉の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
庄原市	東城町受原・菅・川鳥・保田・森の一部、総領町五箇の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
東広島市	西条町森近の一部、西条昭和町・西条御条町・西条大坪町、安芸津町木谷の一部、西条岡町・西条町西条の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
廿日市市	石原小杉・石原大津・石原空山、中道字張山、中道字中西・三島原、中道字道祖ヶ原、中道字板押の一部、中道字貫兵、津田字諏訪・槇ヶ峠・別府・焼迫の一部、津田字別府・小更・大迫尻山の一部、津田字東横矢・西横矢・下内山・沖横矢・下市・神田の一部、津田字小更・道秀原の一部、津田字並田・江尻・八幡迫の一部、中道字小住、津田字東花上・下花上・原垣内・上花上・中花上・西花上・小山・松ヶ峠・中小原・上小原・下小原・苦ノ原・柏・西条山・百合野の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日

安芸高田市	美土里町北の一部、美土里町本郷の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
北広島町	大朝の一部、大原、後松、向山、新庄の一部、大和田、本谷、立岩、舞綱の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
大崎上島町	東野の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
世羅町	津口の一部、青水の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
神石高原町	田頭の一部、安田の一部、上豊松の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
広島市	湯来町大字麦谷の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
福山市	蔵王町の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
府中市	行藤の一部、上下の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
庄原市	東城町川鳥・保田の一部、総領町五箇の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
熊野町	呉地の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
神石高原町	田頭の一部、安田の一部、上豊松の一部	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日

三 官民境界等先行調査

調査を行う者の名称	官民境界等先行調査を行う地域	調査期間
海田町	南つくも町・明神町	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日
坂町	中村・三田尾線	交付決定の日 平成二十七年三月三十一日

四 地籍集成図作成事業

大崎上島町	地籍集成図作成を行う者の名称
東野の一部	地籍集成図作成を行う地域
交付決定の日 平成二七年三月三十一日	地籍集成図作成を行う期間